

鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり町の実情に応じた自主的な施策を策定及び実施するため、鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 地方人口ビジョン及び総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 行政機関の役職員
- (2) 公共的団体の役職員
- (3) 学識経験者を有する者
- (4) 公募委員
- (5) 行政職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合は新たに補充し、任期は前任者の在任期間とし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代表する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。なお、

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に委員をもって構成した専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、施策の策定にあたり、その内容について調整するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務は政策推進課で行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。